

CONTENTS

page

- | | |
|---|---|
| <p>1 事業者も労働者も意識が希薄!?
第三次産業でも労災防止活動を</p> <p>2 特集1
準備は何かから? 「労働保険の年度更新」</p> <p>4 特集2 社員への感染を防止しながら事業を継続するには
新型コロナウイルス対策のポイント</p> <p>6 TOPICS
●受け入れ拡大から半年
 特定技能1号の外国人数は219人
●「オフィスでの禁煙」法改正の認知度は67%</p> | <p>7 人事労務の法律ミニ教室
会社はパワハラ防止に何をすればいい?</p> <p>8 事例に学ぼう! 働き方改革
 ITツールを活用した働き方改革</p> <p>8 労務ひとこと
マイナンバーカードを
健康保険証として利用可能に</p> |
|---|---|

事業者も労働者も意識が希薄!?

第三次産業でも労災防止活動を

東京労働局が、安全衛生に関し経営トップによる方針の表明と労災防止活動の推進を呼びかけています。

労働災害といえば製造業や建設業など第二次産業に多いイメージがあるかと思いますが。実際このような業種では危険な作業も多いため、労働災害を防止するための取り組みは非常に熱心におこなわれてきました。

一方で、サービス業など第三次産業では労働災害はあまり起こらない、あったとしても軽いケガがほとんど…といったイメージを持つ人が多いのではないのでしょうか。

第三次産業の労災は年々増加

ところが、東京都内では労働災害の

約6割を第三次産業が占めており、その割合は年々増えているといえます。

第三次産業における労働災害は、転倒、墜落、腰痛といった行動災害（作業員の行動によって起こる災害）が半数以上を占めており、そのうち約半数が1ヵ月以上におよぶ休業をとともう災害となっています。決して軽視できない状況なのです。

しかし、第三次産業においては事業者も労働者も労働災害防止に対する意識が希薄になりがちで

「転倒、墜落、腰痛」などの労働災害が多いことを念頭に、注意喚起のポスターを掲示する、教育訓練をおこなうなど労働災害防止活動に取り組むことが大切です。

